

## 修士論文／リサーチ・ペーパー保管要領

- (1) 法学研究科博士課程前期課程に在籍する者は、修士論文／リサーチ・ペーパーを提出する際、当該論文のデータを記録した電子記憶媒体をあわせて提出しなければならない。電子記憶媒体の表面には、提出者の学生番号、氏名を明記しなければならない。
- (2) 論文の正本は、院生室において、院生会の管理のもとで保管されなければならない。保管すべき期間は、10年間とする。法学研究科院生および法学研究科所属専任教員は、本規程に基づいて保管されている論文を閲覧することができる。なお、あわせて提出された当該論文の複写3部は、提出者自身が、当該年度の前期課程修了式までに学部事務2課におもむき受領しなければならない。受領されなかった複写は廃棄するものとする。
- (3) 論文のデータを記録した電子記憶媒体は、研究科委員長が定める場所において、大学院専攻主任の管理のもとで保管されなければならない。法学研究科所属専任教員は、本規程に基づいて電子記憶媒体に記録されたデータを閲覧することができる。
- (4) 法学研究科院生および法学研究科所属専任教員が、本規程に基づいて保管されている論文または電子記憶媒体を閲覧する際には、いかなる方法によっても複写してはならない。他の者が閲覧を希望する場合は、専攻主任の許可を得て閲覧することができる。但し、本学学生、本学卒業生、本学教員以外の者は閲覧することができない。